

次期成年後見制度利用促進基本計画

中間とりまとめ(案)概要

令和3年7月30日



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

次期成年後見制度利用促進基本計画 中間とりまとめ(案)の構成

前文 ○中間とりまとめまでの経緯

○中間とりまとめに当たっての基本的な考え方

I 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針

(1) 基本方針

- ①都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進
- ②多様な主体による権利擁護支援の機能強化
- ③地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

(2) 地域連携ネットワークづくりの基本的考え方

(3) 地域連携ネットワークづくりの主体

(4) 市町村の役割

2 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進

(1) 都道府県の基本的な役割

(2) 都道府県による市町村体制整備支援の機能強化

(3) 市町村への具体的な支援内容及び都道府県自らの取組

- ①継続的な研修の実施
- ②都道府県単位での連携のしくみを通じた実態把握等
- ③市町村等への情報提供や相談対応
- ④市町村の課題に応じた支援や調整の実施
- ⑤都道府県自らの取組の実施

3 多様な主体による権利擁護支援の機能強化

(1) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

(2) 担い手の確保・育成等

- ①市民後見人の育成・活躍支援
- ②法人後見の担い手の育成
- ③専門職後見人の確保・育成

(3) 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

4 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

(1) 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化

- ①機能強化の基本方針
- ②広報及び相談の機能強化
- ③受任者調整及び後見人支援の機能強化
- ④地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討

(2) 地域連携ネットワークの更なる機能強化に向けた関係機関の連携推進

(3) 権利侵害の回復支援における市町村の対応

- ①市町村の責務
- ②市町村長申立の適切な実施
- (4) 家庭裁判所の役割と連携に向けた取組
- (5) 専門職団体の役割と連携に向けた取組
- (6) 新たな連携・協力体制の構築

II 本人のための成年後見制度の運用改善等

1 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- (1) 成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透
- (2) 様々な分野における意思決定支援の浸透

2 適切な後見人等の選任・交代の推進等

3 任意後見・補助・保佐の利用促進等

- (1) 任意後見・補助・保佐の利用促進
- (2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

※赤字・下線部は次頁以降で概要を掲載。

次期成年後見制度基本計画中間とりまとめに当たっての基本的な考え方 ～地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 次期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

**権利擁護支援の
地域連携ネットワーク**

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の緩やかな
ネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針

- 地域連携ネットワークについては、全国どの地域においても、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにすることを目的として、市町村が主体となって体制整備を進めてきた。そして、市町村による中核機関の整備等によって、地域連携ネットワークにおける広報・相談の取組が進んできており、必要な人が成年後見制度を利用できる体制が全国各地で構築されつつある。
- 一方で、現行計画の取組では、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで体制整備が十分に進んでいない。
- また、今後は、尊厳をもったその人らしい生活の継続にふさわしい形で成年後見制度の利用が促進されるよう、これまでの広報・相談の取組に加えて、後見人等の受任者調整を含めた制度の利用促進や後見人等の支援を充実させていく必要がある。

(基本方針)

今後、2025年を迎えて認知症高齢者が増加して、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化、増大する見込み等に対応し、地域連携ネットワークが多様な主体の積極的な参画の下で持続可能な形で運営されるようにするため、次の取組を行う。

① 都道府県による市町村体制整備支援の機能を強化し、小規模市町村などの中核機関等の体制整備・地域連携ネットワークの構築を促進する。
中核機関のコーディネート機能の強化等により、② 住民同士の「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々における権利擁護支援機能を強化し、③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力関係を強化する。

現行計画における地域連携ネットワークづくりの方針

- 市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進



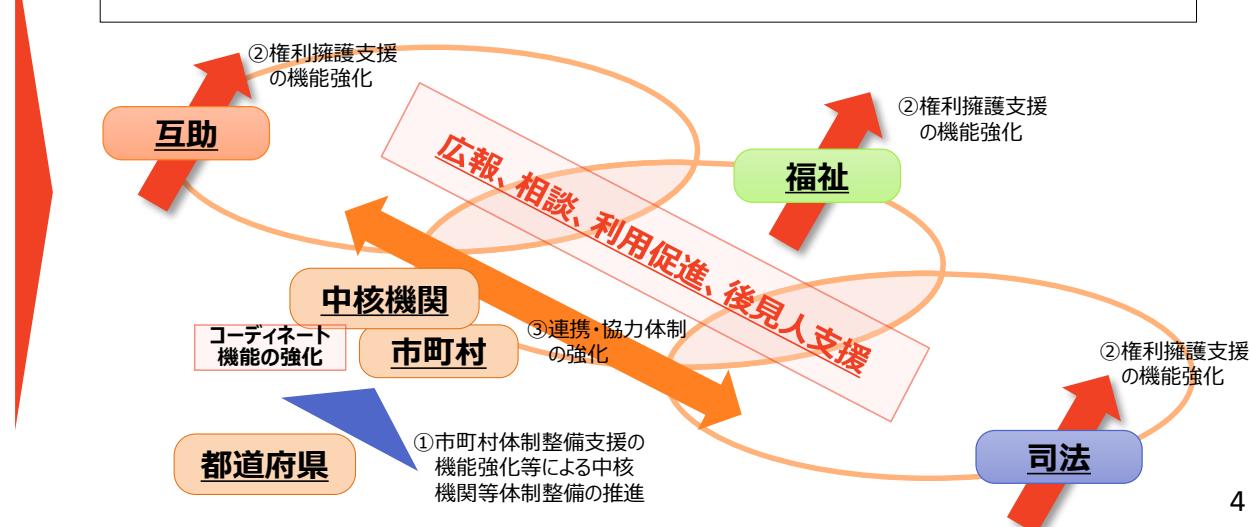
課題

中核機関を中心としたスキームであるため、

- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
- 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。

次期計画における地域連携ネットワークづくりの方針

- ① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）
- ② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）
- ③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）



権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する取組

- 地域連携ネットワークは、全国どの地域においても、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにする観点から、市町村が主体となって取り組む必要がある。この際、地域の実情に応じ、柔軟な実施体制を検討する必要がある。
- 権利擁護支援を必要としている人の中には、孤独・孤立の問題を抱えている人がいる。こうしたことから、制度による対応だけでなく、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援等も重要である。
そのため、地域連携ネットワークづくりは、地域共生社会実現のための包括的な支援体制や、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存の仕組みと有機的な連携を図りつつ総合的に進める。
- 以上を踏まえた上で、地域連携ネットワークの持続的な機能強化を図るため、以下の取組を進める。

① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）

○ 都道府県の基本的な役割

- ・ 都道府県は、管内市町村の体制整備の推進や市町村単位では解決が困難な広域的な課題への対応など、市町村では担えない役割が期待され、特に、小規模市町村などにおける地域連携ネットワークづくりを促進する。

○ 市町村体制整備支援の機能強化と具体的支援・取組

- ・ 都道府県は、「市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみ」、「市町村の地域連携ネットワークづくりを後押しするため、都道府県でも、家庭裁判所や、専門職団体、都道府県社会福祉協議会、当事者団体等との連携のしくみ」をつくる。
- ・ その上で、「継続的な研修の実施」、「実態把握等」、「市町村等への情報提供や相談対応」、「市町村の課題に応じた支援や調整の実施」、「都道府県自らの取組の実施（例：担い手の確保、市町村・中核機関職員等の継続的な資質の向上など）」を行い、管内市町村の体制整備をはじめとした取組を進める。
- ・ 国は、都道府県が上記の取組を進めることができるよう、都道府県職員向け研修の拡充、専門アドバイザーの養成、好事例の共有などを行う。

② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）

○ 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

- ・ 都道府県等は、専門職団体の協力を得て、親族後見人や市民後見人等に対して、意思決定支援研修等を継続的に行う。市町村・中核機関は、地域住民や福祉・司法の関係者等に対して、権利擁護支援に関する研修等を行う。
- ・ 互助・福祉・司法の支援を効果的に行うために、国は、オンライン活用や、意思決定支援の指導者育成、成年後見制度利用促進ポータルサイトでの最新の情報等の紹介などに取り組む。

○ 担い手の確保・育成等

- ・ 国、地方公共団体、地域の関係者は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の確保・育成を継続的に行う。
- ・ 市民後見人の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現に資する人材育成や参加支援、地域づくりなどの観点から進める。市民後見人が全国各地で育成され、意思決定支援など幅広い場面で活躍できるよう、関係機関が密接に連携して取り組む。地方公共団体と家庭裁判所等が連携し、育成方法、支援体制のあり方、市民後見人の選任に適した事案のイメージ等について、情報共有・意見交換を図る。
- ・ 法人後見は、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく。国は、養成研修プログラムの検討、虐待等の支援困難な事案の後見業務を広域で実施する法人に都道府県・市町村が関与するしくみ等を検討する。

○ 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

- ・ 国は、地域の関係者が本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるようにするための「チェックシート」を各地域に周知する。
- ・ 国は、成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう実施体制の強化を行うとともに、同事業の効果的な実施方策を検討する。

③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）

○ 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化

- ・ 中核機関のコーディネート機能を強化することで、地域連携ネットワーク全体としての広報・相談対応や、受任者調整・後見人支援の持続的な強化を図る。
- ・ 市町村・中核機関は、コーディネート機能及びその前提となる情報収集能力を強化するため、アウトリーチによる潜在化した権利擁護支援ニーズ等の情報収集や、権利擁護支援に関する知見のある専門職の配置等による専門的助言の確保等に努める。

○ 権利侵害の回復支援における市町村の対応

- ・ 市町村長申立が適切に実施されるため、都道府県による実務を含めた研修の実施や市町村への個別の働きかけのほか、国は、審判請求に係る市町村間の調整の円滑化、市長村申立の実態等の把握を踏まえた適切な実施に向けた対応を進める。

○ 家庭裁判所の役割と連携に向けた取組

- ・ 各家庭裁判所には、地域連携ネットワークの整備・機能強化や成年後見制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待される。

○ 新たな連携・協力体制の構築

- ・ 国は、地域連携ネットワークに民間事業者等多様な主体が参画する取組、身寄りのない人等への生活支援サービスの信頼性向上の取組、住民や多様な主体の理解・共感・参画を得た寄付等を活用した権利擁護支援の取組を各地域で推進するために必要な方策を検討する。

本人のための成年後見制度の運用改善等に関する取組

高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができる社会の実現に適う。
- ・ 後見人等は、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映する必要がある。
- ・ 後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、日常的に本人へのチーム支援を行う様々な関係者が意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要である。また、家庭裁判所職員における意思決定支援についての理解と、意思決定支援を踏まえた対応も重要。
- ・ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の普及・啓発に当たっては、同ガイドラインが示す原則的な考え方やチームによる支援の重要性のほか、本人の意思・選好を記録し関係者が確認できるしくみの紹介などの実践につながる普及・啓発を併せて行うこと留意する。
- ・ 各種意思決定支援に関するガイドライン等について、引き続き研修等で活用するなど、幅広い関係者に普及・啓発を行っていく必要がある。
- ・ 意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。
- ・ 地域住民への意思決定支援の浸透は、市民後見人の果たす役割も大きい。国は、市民後見人養成研修修了者が、地域で行われている身寄りのない人等への生活支援等のサービス提供の際に行われる意思決定支援に参画できる方策を検討する。

任意後見・補助・保佐の利用促進等

- ・ 行政、専門職団体、各地域の相談窓口等において、任意後見・補助・保佐に関する周知活動を強化する。任意後見制度については、地域の実情に応じて、公証人が遺言制度と併せて周知するなど、公証役場や法務局等の関係機関と連携して周知活動を行うことが効果的である。
- ・ 今後、任意後見制度の利用が増加することを想定し、各地域において、社会福祉協議会を含め、適切な担い手の育成を進める必要がある。
- ・ 任意後見制度の周知は、判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることも含めて行うことが重要であり、公証人は、任意後見契約締結時に、そのことを丁寧に説明し、理解を得る必要がある。
- ・ 国は、移行型任意後見契約において適切な時機に任意後見監督人の選任の申立がされる方策などについて、引き続き検討する。

成年後見制度利用促進専門家会議で引き続き検討を行う事項

＜福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ関係＞

- 市町村における協議会等の効果的な運営や市町村計画のあり方
- 都道府県単位の協議会等合議体のあり方
- 後見人等の持続可能な育成・支援体制の確保の方策
(適切な役割分担に向けた担い手(市民後見人、法人後見、専門職後見人等)の基本的な役割等の更なる整理を含む)
- 地域連携ネットワークが担う機能のあり方とその強化、中核機関のあり方
- 地域連携ネットワークにおける後見人等への支援及び家庭裁判所における後見人等への監督のあり方や、福祉・行政と司法との連携のあり方
- 後見人等に対する苦情への対応等を含めた後見事務に関する調整・助言・指導等や意思決定支援のあり方

＜成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ関係＞

- 適切な後見人等の選任・交代の推進
- 報酬のあり方等